

全労済協会 中央大学法学部公開講座

「福祉と雇用のまちづくり

～誰もが働き暮らし続けることができるまちづくりへ～

第2回 2022年4月20日

「全盲の僕が弁護士になった理由」

おおごだ法律事務所弁護士 大胡田誠 氏

■町医者のような存在の弁護士、町弁の仕事

私は1977年に静岡県中伊豆町（当時）で生まれ、先天性緑内障により小学校6年生の時に失明しました。本日は全盲の私が弁護士になった訳をお話していきたいと思います。世の中には、刑事裁判を多く担当している弁護士や大手企業の顧問を務める弁護士、また少数ですがTVなどで活躍するタレント弁護士など、様々な分野で活躍する弁護士がいます。私は町医者のような存在の弁護士、「町弁」です。離婚、借金、交通事故など、身近であっても本人にとっては大きな問題である事件を取り扱っています。

普段、私がどのように仕事をしているかという、視覚障害でも使える便利な道具を使い、アシスタントをはじめとする目の見える仲間と連携しています。そうすることで、目が見えない私でも弁護士の仕事を務めることができます。弁護士になって15年目ですが、弁護士になりたての頃はどうやって依頼者に心を開いてもらうか悩みました。わかってきたことは「人と人との関係は鏡写しである」ということです。相手に心を開いてもらうには、自分が心を開く。相手に信頼してもらうには、自分が相手を信頼する。このことがわかってからは、初対面の相手とも関係をスムーズにつくれるようになりました。これは弁護士と依頼者の間に限ったことではないと思いますので、皆さんも意識してみてください。

■全盲夫婦の子育てについて

私には、全盲の妻と、目の見える子供が二人おります。子供は11歳の女の子と10歳の男の子で、今ではいろいろなことを自分でやってくれますが、子育ては大変でした。食事一つをとっても、子供の口にスプーンをうまく運ぶことが難しいのです。そのうちに、子供が自分からスプーンを迎えにくるようになりました。また、口を開けたタイミングで、声を出して合図をしてくれるようになりました。親子の連係ができるようになっていったのです。両親が目が見えないことで、子供はかえってたくましく育つものだと感じています。

子供たちにとっては特殊な家庭環境かもしれませんが、これから思春期を迎え、人生で葛藤を感じることもあるかもしれません。ただ、私たち夫婦だからこそ見せてやれるものもあると信じています。それは、「人生の困難から逃げず、それに向かっていく姿勢」です。困難に向かう時に、できない理由を探すのは簡単です。目が見えないから駄目だと思った時にどうするか。できる方法を探すのです。「だから無理だ」ではなく「ではどうするか」と考える癖をつけると、人生はとても面白くなっていきます。そのことを私たちは、これまでの、そしてこれからの生き方を通じて見せてあげたいと考えています。

■将来を決めた一冊の本との出会い

私は静岡県出身ですが、中学からは東京の盲学校に通うことになりました。目が見えなくなったことで自分は劣った存在になったとコンプレックスを抱えて、自分のことを誰も知らないところに逃げたくなったのです。その盲学校の図書館で、「ぶつかってぶつかって」という本に出会いました。日本で初めて、全盲で司法試験に合格した弁護士が書いた本です。それによって、目が見えない自分でも社会的に責任の重い仕事に就き、人の役に立てるんだと思いました。弁護士を志したのは、その時です。大学受験は本当に大変でしたが、なんとか慶應大学に入学することができました。しかし、下宿先のアパートを探しても、私が全盲と知ると理由をつけて断られてしまいます。不動産屋さんからの帰り道で、母が泣きながら私に謝ったことが忘れられません。私は、私に障がいがあることで母が謝らなければならない社会はおかしいと感じ、社会を変える仕事をしたと強く思いました。大学の授業が始まってからも、点字でノートに書き込む音がうるさいから席を替わるように言われ、涙が溢れたことがあります。その時にも、「差別を受ける人に駆け寄って、その人のためになる仕事をした」と強く思いました。私は、大学4年の時から司法試験を受け始めました。5回目の試験でようやく合格することができたのですが、4回目に不合格だった時には頭の中が真っ白になり、両親にどうするべきか相談をしました。その時の母の言葉は「迷った時は、自分の心が温かいと感じる方を選びなさい」というものでした。自分が弁護士になった姿を想像すると温かいと感じ、もう一度頑張ろうと思って、次の試験で合格することができたのです。

■障がい者の置かれた状況と障害者差別解消法について

皆さんは、日本に障がい者が何人いるのか考えたことはありますか。日本国内には、身体障がい者が約436万人、知的障がい者が約108万2千人、精神障がい者が約392万4千人、合計約936万6千人が暮らしています。総人口の約8パーセントが障がい者ということになり、人が何人か集まるとそこに障がい者がいても珍しくはないはずですが、実際には障がいのある友人がいるという人は珍しいのではないのでしょうか。これは、日本の社会に障がい者の活躍を阻むバリアがあるからだと思います。

こうした日本の社会を変えていく法律が、障害者差別解消法です。これは「障害を理由とする差別の解消を推進することによって、（中略）全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（1条）を目的としたものです。これは「みんな違ってみんないい」という有名な詩を思い出させます。

では、それをどうやって実現するのかというと、一つは「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」（7条1項、8条1項）、もう一つは「合理的配慮の提供義務」（7条2項、8条2項）で、行政機関や民間事業者は、障害者からの申出があった場合、過重な負担とならない限り、当該障害者に対し合理的配慮を行わないと法律違反になるというものです。

以前、ある精神科医に「心はどこに存在するのか」と聞いた時に、「心は自分の身体ではなく、人と人との間にある」と伺いました。これは障がい者と健常者のように、立場の違う人とコミュニケーションする時に大きなヒントとなる言葉だと思います。皆さん、ぜひ相手のことを思いやり、心の豊かな人生を歩んでください。

<文責：全労済協会調査研究部>